

## マイクロ保険提供者について

日本大学  
小野寺 千世

### 1. 本報告の位置づけ

本報告では、マイクロ保険の提供者について、マイクロ保険のビジネスモデルを確認のうえ、マイクロ保険提供者の類型およびその役割を整理し、マイクロ保険のかかえるリスクや問題点を把握したうえで、マイクロ保険提供者に関する法規制について、各国法規制の現状を参考に、リスクへの対策としてのあり方について若干の検討を行う。

### 2. マイクロ保険の提供者の類型および役割

マイクロ保険のビジネスモデルとして、個別販売型（古典的な保険販売モデル。保険商品は、顧客とエージェントもしくはブローカーを通じてまたは保険会社が1対1で直接販売する。）、代理販売型（非保険業のアグリゲーターが自社の既存顧客に対して保険商品を販売する。）、強制販売型（規則により特定の区分に属する市民が加入しなければならない。）、グループ決定型（グループの構成員は、個々の構成員の決定によらず、構成員に代わって保険を交渉する既存グループの構成員であることを理由として保険に加入する。）、地域自助型（自己のリスクを集団でプールする。グループがその構成員から保険料を集金し、保険金支払いを自ら行う。）、自動登録型（予定された人々のグループに代わって第三者が保険に加入する。）、受動的販売型（潜在的顧客が、保険会社が提供する受動的な販売ルートを利用して保険商品を購入する。）、サービスベース販売型（将来必要となるサービス、例えば医療サービスまたは葬儀等を確保したいと考えている顧客が、そのサービスの提供者が販売する保険に加入する。）の8つに整理されている<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> Jeremy Gray et al., *Evolving Microinsurance Business Models and their Regulatory Implications*, 9-24(2014).

これらのビジネスモデルにおけるマイクロ保険提供者は、各国、各管轄権の保険法（保険業法）により認可されている団体・組織のほか、保険法以外の法令に基づき認可されている団体・組織、あるいは特定当局に登録することなく、かかる意味では法的な地位を有しない個人または団体に分類される<sup>2</sup>。

マイクロ保険においては、一般的な保険にも存在するリスクに加えて、保険提供者の健全性をはじめ、マイクロ保険に特有のリスクが指摘されている。

### 3. マイクロ保険提供者に関する法規制の現状とその分析

各国におけるマイクロ保険提供者に関する法規制の現状について、マイクロ保険の普及が著しく、監督法制の整備が進められている、インド、フィリピンおよび南アフリカの法規制を参照する。

マイクロ保険の提供者に関する規制としては、例えば、資本、認可、ガバナンス等の制度的規制と、例えば、報告書の作成、情報開示、教育、苦情対応等の機能的規制とがあり、これらが組み合わされている。

各国におけるマイクロ保険の普及を担う提供者の種類を意識し、マイクロ保険提供者に関する法規制のあり方を分析、検討する。

### 4. まとめ

監督者は、規制や監督の実践をマイクロ保険の特性に合わせて調整することで、マイクロ保険の開発に直接影響を与えることができる。

各国の社会保障制度やその他のマイクロ保険を取り巻く環境をふまえ、マイクロ保険のかかえるリスク、問題点への対策として、監督機関を設け、さまざまなタイプの保険提供者に対する監督法制を明確に整備し、保険契約者の保護を図る必要があると考えられる。

---

<sup>2</sup> Issues in regulation and supervision of microinsurance, 24.